

## ○国家公女委員会指針第四十一回

次の公告國際ハコツブムが、國際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等に由つて設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、國際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百一十四回)第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年11月11日

1 氏名 アフマド・フセイン・アル・シャラア (AHMAD HUSSAIN AL-SHARAA  
(original script: عاصم الشهري))

國家公女委員会委員長 赤間 一郎

名簿に記載された年月日 2013年7月24日 (2014年6月2日、2015年12月10日、2019年5月1日、2022年11月8日、2023年11月14日及び2025年10月16日に改訂)

2 氏名 アナス・ハサン・ハッサーブ (ANAS HASAN KHATTAB)  
名簿に記載された年月日 2014年9月23日 (2016年10月25日及び2020年11月24日に改訂)  
名簿記載者公告番号 Q I-209